

資料3

下級裁判所の裁判官の指名過程に關与する諮問機關の設置に關する論点メモ

1 最高裁判所に設置する機關について

最高裁判所に下級裁判所の裁判官の指名に關する機關を設置することの要否等

・この機關を設置することに問題があるか。

下級裁判所の裁判官の指名に關する最高裁判所の権限との關係で問題があるか。

裁判官の職權行使の獨立との關係で問題があるか。

・この機關の設置の必要性ないし目的は何か。

・この機關はどのような組織とすべきか。

委員会形式でよいか。その他の形式が考えられるか。

・この機關の名稱をどうするか。

例えば、下級裁判所裁判官指名諮問委員会、下級裁判所裁判官選考委員会等かどうか。

最高裁判所規則で設置を定めることの当否

・下級裁判所の裁判官の指名に關する事項について、最高裁判所規則で規定すべきか。あるいは、基本的事項は法律で規定すべきか。

所掌事務等

・この機關の基本的な所掌事務をどのようなものとすべきか。

下級裁判所の裁判官の指名を受けようとする者の中から、指名されるべき適任者を選考し(その適否を判断し)、その結果を意見として述べることにすべきか。これに加えて、この機關が独自に下級裁判所の裁判官として指名されるべき者を推薦することとすべきか。あるいは、下級裁判所の裁判官の指名を受けようとする者は、すべてこの機關に直接応募することとすべきか。

この機關は、指名候補者の選考等について意見を述べるに当たり、理由を付するこ

とができることとするのはどうか。

その他に所掌すべき事務はあるか。

- ・この他、裁判官の在り方等に関する意見を述べるができることとするのはどうか。
- ・最高裁判所の諮問の要否はどうか。

この機関は、最高裁判所の諮問を受けて選考等を行うこととしてよいか。

- ・この機関の審議等の対象とすべき下級裁判所の裁判官の範囲はどうすべきか。

最高裁判所が指名するものとされる下級裁判所の裁判官(高等裁判所長官、判事、判事補、簡易裁判所判事。裁判所法第40条第1項参照)のすべてとすべきか。審議の対象としないものがあるか。

上記の範囲の裁判官であっても、例えば、短期間裁判官の身分を離れていた者が復帰するような場合は例外とすべきか。

所掌事務に関連する事項

- ・この機関が指名を受けようとする者を適任としなかったときには、その者に何らかの形で通知すべきか。
- ・最高裁判所は、下級裁判所の裁判官の指名の結果について、この機関に通知することとしてはどうか。

どのような場合に通知することとすべきか。例えば、指名候補者を指名しなかったときはどうか。指名の結果のほか、その理由も併せて通知することはどうか。

機関(委員会)の組織、構成、運営方法等

- ・機関(委員会)の構成、選任方法(任命方法)等をどのようにすべきか。

実質的な審議をするため、構成員数は何人程度とすべきか。

中立性・公正性が確保されるようにするため、どのような構成(委員構成)、選任方法(任命方法)等をとることとすべきか。例えば、国民の意思を反映するため、下級裁判所の裁判官の実情に通じた法曹関係者のほか、幅広い視野と識見を有する学識経験者等で構成するのはどうか。

委員会方式をとる場合、委員の任期、再任の可否、勤務形態(常勤・非常勤の別等)等は、どのようにすべきか。委員長の要否、選任方法、権限等は、どのようにすべきか。

- ・機関(委員会)の運営方法、権限等をどのようにすべきか。

機関(委員会)の開催要件(定足数等)は、どのようにすべきか。機関(委員会)が適任者の選考等について実質的な判断を行い得るよう、必要な意見聴取等を行えることとするのはどうか。例えば、機関(委員会)が指名候補者に必要な説明を求め、あるいは、その意見を聴くことができることとするのはどうか。機関(委員会)は、必要がある場合には、関係機関(例えば、裁判所、検察庁、日本弁護士連合会、弁護士会等)に資料提供等の協力を依頼できることとするのはどうか。

2 下部組織の設置について

上記の機関(委員会)に下部組織を設置することの要否等

- ・この下部組織を設置する必要があるか。

上記の機関(委員会)が、十分かつ正確な資料・情報に基づき、実質的に適任者の選考等に関する判断を行い得るものとするため、下部組織を地域ブロックごとに設置するのはどうか。

- ・この下部組織はどのような機能を果たすものとするべきか。

この下部組織は、上記の機関(委員会)のために、裁判官への任官希望者に関する情報の収集、提供を行うこととするのはどうか。さらに、この下部組織が独自に裁判官として指名すべき者を推薦、選考する機能を持つこととするのはどうか。あるいは、下級裁判所の裁判官の指名を受けようとする者は、すべてこの下部組織に直接応募することとするのはどうか。

下部組織の所掌事務、組織、運営方法、権限等

- ・この下部組織の所掌事務をどのようなものとするべきか。

この下部組織は、その機能の在り方に基づき、どのような所掌事務を持つこととすべきか。

・この下部組織をどのような組織とすべきか。

どのような地域ブロックごとに設置することとすべきか。例えば、高等裁判所管内をブロックの単位とすることはどうか。

委員会形式とすることはどうか。その他の形式が考えられるか。その場合にどのような組織、構成等とすべきか。

* 上記の機関(委員会)に関して掲記した事項を参照

この下部組織の名称をどうするか。

・この下部組織の運営方法、権限等をどうすべきか。

この下部組織は、その機能の在り方に基づき、どのような運営方法等をとるべきか。

* 上記の機関(委員会)について掲記した事項を参照

3 上記の機関等に関するその他の事項について

・上記の機関等の庶務をどのように処理すべきか。

上記の機関(委員会)については最高裁判所事務総局において、下部組織については下級裁判所の事務局において、それぞれ庶務を処理することはどうか。あるいは、独自の事務局を設置することはどうか。

・その他に定めておく事項はあるか。

例えば、上記の機関等の手続の透明化のため、指名に関する基準、手続、スケジュール等を明示する規定を設けるべきか。